

No.273 2017.1.16

連帶

学校事務職員労働組合神奈川（がくろう 神奈川）

横浜市港北区籠原台町36-28-602

TEL/FAX 045-434-2114 <http://gakuroo.gipw.net/>

解雇撤回裁判の判決は3

提訴から3年余り。1を迎えた。原告・被告備書面はこれまでの主00頁を超える。原告が語った後弁論終了を3日と宣して閉廷した。

8月の証人尋問と同様、法廷前の廊下に多くの支援者が並んで開廷を待つた。弁論自体は短時間で終了、開港記念会館に移動して報告集会。岡部弁護士からは、解雇されたSさんの職場には新人学校事務職員を育成する環境がなかつた、そのしわ寄せをすべてSさんの個人責任に押し付けてゐる、と指摘。若手の笠置弁護士は、長期間裁判を担当した結果学校事務の特殊な実態を理解し証人尋問や準備書面に生かすことができた、勝訴を確信している、と語つた。佐藤弁護士は、被告側が新たに提出した分限免職を妥当とした過去の判例について、本件との

当該・Sより皆様へ

16年12月15日の弁論にて、準備期間から合わせて4年近く闘ってきた裁判の判決の日が決まりました。

裁判を始める前の段階から話を聞いていただき、本当に多くの皆さまから惜しみない支援をしていただきました。本当にありがとうございます。特に証人尋問の際の傍聴支援は本当に力になりましたし、私自身勝利を確信した日になりました。自信を持って証言に立てたことは皆様のおかげです。

12月15日の報告会の場でも弁護士の3人より力強い言葉をいただいているし、必ず勝利判決をいただき早期に復帰できるよう、組合のメンバーの力と皆様から知恵をいただき準備していくたいと思います。

判決日は3月23日です。勝利判決の瞬間を共に迎えていただけますよう、毎度ではありますか傍聴のほど、よろしくお願いします。

Digitized by srujanika@gmail.com

Sさん本人はこれまでの支援に感謝し、いよいよ迎える判決までの引き続きの支援を訴えた。これまで裁判を支えてきた、県共闘、全学労連、明確な違いを指摘した。

「勤務状況報告書」が、期限を大幅に過ぎて「条件附採用期間延長理由書」と一緒に提出されたことについて「何ら不合理なことではない」と言いながら、これと食い違

提訴から3年余り。12月15日、遂に最終弁論を迎えた。原告・被告双方から提出された最終準備書面はこれまでの主張を集大成し、それぞれ100頁を超える。原告側主張の要旨を岡部弁護士が語つた後弁論終了を確認し、判決期日を3月23日と宣して閉廷した。

解雇撤回裁判結審！

全学労組、J A L 争議団、「支える会」から激励の言葉を受ける。最後に組合から小内委員長が、組合はこの裁判をS

う通常の手続きを説明。また追加で出した「原告陳述書の事実関係について」でも、市教委のI課員が1月2日にSさんに「出勤しているか?」と電話した件について、Sさんの職場の「近隣にいたのでもし頑張つて仕事

しているなら、夕食に来ないかと誘おうと「したるものであるとするなど、苦し紛れのこじつけに終始している。

容が示されていない。当面、4月事務長制導入の為の、形ばかりの「共同実施」となるだろう。

横浜・政令市移管 事務長(係長) 募集開始
自己アピールにうつつを抜かす
管理職事務職員なんか

いらない！

なつて いる。 そ う し た 実
績や 思いは 良しと 考える
が、 それと その 事 を 雇用
者に 表明す ることとの 間
には、 千里の 開きが あ
る。 学校事務職員として

賃銀・休暇等の勤務条件の大幅悪化に加え、教育委員会事務局との人材交流、新採用研修の見直し、職務内容の見直し、担当係長・事務長の設

援学校 8人とい
る)。職務内容は、
学校の場合自校事務
の他に、自校事務職
管理・育成、自校以
30校程の事務職員

れ
中
の
理
人
の
う
もたちの為に頑張ること
はいいことだ。しかしそ
のことを雇用者に、しか
も自己の昇進のために自ら
アピールすることは全く
違うだろう。

置、更に全市での「共同実施」導入など、横浜市での教職員給与費政令改定は、事務職員の働き環境を大きく変えようとしている。

材育成・指導助言、
て共同実施が挙げら
いる。特別支援学校
合、現在副校長の担
校事務処理の他、自
務職員の管理監督・

「巧言令色鮮し仁」とい
う。他の事務職員を思い
やることなく、自己ア
ピールばかり得意な輩が
事務長として跋扈するな
んて真っ平御免。そんな

事務長・係長の募集が
いよいよ開始されるが、
何故か募集人員は明確に
されていない（一説には
小中学校16人、特別支

育成とされる。つい
格的な管理職事務職
登場である。

「事務長」の為の「共同実施」も真つ平御免だ。
事務長＝係長の導入、全市共同実施反対の声を高く上げよう。

カンパありがとうございます。

共同実施・事務長制に反対、非正規職員の労働条件改善、を全力で共にガンバロウ

労基法改悪反対! 労働者保護規制を 強化せよ

昨年秋以降、官邸主導の「働き方改革」をテーマとした会議が連続して行われている。この国の異常なまでの長時間労働や過労死の問題等、早急に対策が求められる状況にある。がそこで論議されているのは規制強化ではなく、労働力の活用が中心となっている。

■誰のための“改革”なのか

安倍首相は就任当初より、「日本は世界で一番企業が活躍しやすい国にする」として労働諸法の規制緩和・撤廃に積極的に取り組んできた。そ

の一つが一昨年9月に强行採決で成立した労働者派遣法の「改正」だ。これにより企業は常用的に派遣労働者を使えることとなつた。さらに今月招集される通常国会に労働基準法「改正」案を上程する。「高度プロフェッショナル制度」と名付けているが、その内実は「残業代ゼロ法案」であり「過労死促進法案」である。働き方実現会議が、本気で長時間労働をなくそうと言うのなら、真っ先にすべきは労基法「改正」案の撤回である。

一方、経産省は「雇用関係に知らない働き方」研究会を発足させ、兼業・副業や個人事

業主の活用に積極的だ。労基法の適用を受けない労働者の増加はより問題を深刻化させる。これでは労働者のための改革にはならない。

■インター・バル規制等

安倍政権では企業のための

「学校現場に負担を押し付けるな!」

個人番号の記入は強制できない!

県教委は必要のないものを書かせるな

学校現場に負担を押し付けるな!

■扶養控除等申告書の個人番号の記入どうしていますか。県教委は年調説明会の時に示した「扶養控除等申告書の個人番号について」に沿って記入するよう指示しています。

イル管理簿」の事務処理と学校現場で多大な負担が生じます。

■それに対し私たちは国税の記載を省略できる」と県教委に申し入れ取りくみました。しかし県教委はほんとにマイナンバー報告書を出している

「ない」と記入すれば個人番号の記載を省略できる」と県教委に申し入れ取りくみました。しかし県教委はほんとにマイナンバー報告書を出している

安倍が「アンダーコントロール」と語った2020年TOKYOは? 東京では野宿者の追い出し、都営団地の取り壊し、学校での強制的なオリンピック教育等々、「オリンピックのため」貧困者の排除・人権侵害・環境破壊・監視強化・動員・税金の無駄使いがまかり通る。

やつての場合はオリンピック? 「オリンピック災害」おことわり

ことわり結成集会に参加を!

改革はできても、労働者のための政策は打ち出せていない。

「地獄へようこそ」—開催

前、給与不支給に抗議し警

官たちが空港で掲げたバナーハは大きく報道されたが、ストは地下鉄や税関の職員、教員等に広がり、学校では学生たちが連帯の占拠。人口の23%の人々がファベーラといわれるスラムに暮す。その中で人身売買や住居からの追い出しに反対する人々、フエミニスト等が、五輪開催で徹底的に破壊されるコミュニティを守り、排除と闘う豊かな運動を繰り広げた。

さて、福島原発事故に対して

★「オリンピック災害おことわり!」Read in Speak Out 2017年1月22日 13時30分 千駄ヶ谷区民館集会場

主催:「2020オリンピック災害」おことわり連絡会